動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会(第2回) 議事概要

- 1. 日時 平成30年12月11日(火) 午後4時30分~6時30分
- 2. 場所 TKP新橋カンファレンスセンター ホール5B
- 3. 出席者

座 長 武内ゆかり 東京大学大学院教授

委 員 磯部 哲 慶応義塾大学大学院教授

加隈 良枝 帝京科学大学准教授

佐藤 衆介 帝京科学大学教授

渋谷 寬 渋谷総合法律事務所所長、弁護士

戸田 光彦 一般財団法人自然環境研究センター主席研究員

水越 美奈 日本獣医生命科学大学准教授

事務局 鳥居 敏男 環境省大臣官房審議官

永島 徹也 環境省自然環境局総務課課長

長田 啓 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長

松本 英昭 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長補佐

渡邊 雄児 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室係長

雨宮 俊 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室主査

4. 議事概要

審議官の挨拶、委員の紹介の後、座長の進行により、議事(1)(2)(3) について検討が行われた。

(1) 検討の進め方

▶ 事務局より「資料1-1 検討の進め方」「資料1-2 検討対象範囲について」 について説明した後、以下の質問・意見等があった。

◆ 本検討会における検討事項の範囲について

- ▶ 法改正の動きがある中、本検討会の位置づけを確認したい。(委員)
- ➤ 法改正に向けた議論が行われているが、動物取扱業者に係る基準を具体化するという方向性は明確になってきている。本検討会の主な目的も、動物取扱業者に係

る基準について、科学的知見に基づき専門的な見地から検討し、中央環境審議会 に提示していくことである。(事務局)

- ▶ 資料1-2 にある黄色のハイライト部分全てが検討対象範囲となるのか。(委員)
- ▶ 基本的には全てだが、それぞれ関連しあう箇所があるため、一つ一つについて、 個別に検討を行うことは考えていない。(事務局)
- ▶ 本検討会では産業動物は対象に含まないのか。(委員)
- ▶ 優先順位を付けて検討するとの整理を踏まえ、今回は犬猫を中心に優先的に検討を進めていくものであり、ご理解のとおりである。(事務局)

(2) 自治体の意見及び海外の基準等について(報告)

▶ 事務局より「資料2-1 平成30年度動物の適正飼養管理方法等に関する調査検討業務の概要(海外現地調査報告<暫定版>)」、「資料2-2 自治体による第一種動物取扱業の登録基準及び遵守基準の明確化への要望」、「資料2-2II大阪府(動物愛護管理センター)が、都道府県、政令市及び中核市(H31年度中核市(予定)も含む)を対象に実施したアンケート調査『適正な使用管理の指導に係る判断基準について』に基づく、とりまとめ結果概要」、「資料2-3 海外の政府における飼養に関する定量的基準等の一覧(未定稿)」について説明した後、以下の質問・意見等があった。

◆ 大阪府が実施したアンケート結果について

- ➤ <u>資料2-2II</u>に示した大阪府の調査項目について、省令にある基準の他に(より詳細な)細目などはない中でのアンケートであったのか。(委員)
- ▶ 細目はない。(周辺の生活環境が損なわれている事態として)省令で定めている 事態に該当するか否かは自治体による判断に任されているので、各自治体がどの ような運用をしているのかアンケート調査を実施した結果である。(事務局)
- ▶ 音と臭気についてのアンケート結果は、人や周囲への影響という観点からの結果と思われる。一方、本検討会では動物福祉のための基準という観点から検討している。場合によっては、環境への影響とは切り離して考える必要もある。(委員)
- ▶ 動物取扱業の遵守基準でも周辺の生活環境の保全の観点からの基準と動物の健康・安全の確保の観点からの基準の両方あるので、参考として紹介させていただいた(事務局)
- ▶ 音や臭気については苦情についての方向性を意識したアンケートだと思うが、本検討会でも一部みておかなければならない。具体的に今後決めていく段階で取り入れていきたい。(委員)

◆ アニマルウェルフェア、動物福祉法への準拠に対する自己評価

- ➤ 「アニマルウェルフェア」の基本的な考え方は、動物の心理的・肉体的状態を向上させることにあり、これに影響する環境要因をコントロールするというのがOIEの発想である。「動物の良好な状態に寄与する多くの要素」とは施設などの環境要素だけのことを言っているわけではないので、本検討会のターゲットも動物の状態にあるのではないか。(委員)
- ▶ 動物福祉法の準拠に対しイギリスは何故自己評価が低いのか調査はしているのか。畜産動物に関しては、OIEが獣医業務に関する調査を行っているが、法整備がある国でも実効力がないことが指摘された。(委員)
- イギリスに関しては報告書に明記されていなかったため不明である。(事務局)
- ▶ 以前別の機会にイギリスは法制度が整っていても実効性が低いと聞いたことがある。そういった理由が背景にあるのではないか。(委員)

◆ 海外の基準の調査範囲について

- ➤ イギリス、ドイツ、フランスという国々を対象国としている以上、EU法での規定 についても調べる必要があるだろう。1992年に発効した「ペット動物の保護に関 する欧州条約」における規定の内容と、OIEの国際レベル規約における数値基準 の有無がわかるとよい。(委員)
- ➤ EU法については順次調査していく予定である。なお、OIEに関してはインタビューによると野良犬に関する基準はあるがコンパニオンアニマルに関する基準はなく、今後も策定する予定もないという結果であった。(事務局)
- ➤ OIEには家畜に関しアンモニアレベル以外の数値基準はない。OIEの考え方は、具体的な基準は各国で策定させて、如何に動物の状態を向上改善していく制度・仕組みを有しているか否かを評価している。(委員)
- ▶ アメリカについては、州ごとに法律が異なるため、統一見解を出すのは難しいと思われるが、最上位(連邦レベル)の法律について少し調査して欲しい。(委員)

◆ 基準の科学的根拠について

- ▶ 科学的根拠がなくても各国はどのような考え方に基づいて基準を作っているの か調べられないか(委員)
- > 今回の海外現地調査では、各国の基準において、一部には紹介されたものの、直接引用されるような、所謂、学術論文資料といった根拠については網羅的に把握できなかったが、他方で、対象とする項目分野で学術的にどのような考え方が提示されているかを整理するため、当該分野の論文検索を進めている。今回の海外調査で得られた知見も反映して検索整理作業を進め、今後結果を示していきたい。(事務局)
- 必ずしも全ての基準が論文や検証されたような数値に基づくものではないこと

が見えてきた。海外の愛護団体には、獣医師や博士を持った研究者を有するところも多く、専門家としての意見を集約する体制ができているところが多い。犬や猫の基準の検討についてはそうした専門家の科学に基づいた判断に依拠されているものが多いと考えられる。また、2018年にできたイギリスのレギュレーションやガイダンスは新しく整理されたものであるため、数値基準についても数値以外の記述による要素も含めて注意して確認するべき。イギリスでは新たなレギュレーションが出てきたところなので、運用状況についてもフォローアップできたらよい。(委員)

▶ 資料2-3については今後精査していく。イギリスのレギュレーションについての 運用状況については2019年1月~2月にチェックを行う予定となっていることか ら、引き続きフォローしていきたい。(事務局)

(3) 適正な飼養管理のあり方と基準の明確化に向けた方向性について

▶ 事務局より「資料3 現行の各種基準等の記載内容について(抜粋)」について 説明した後、以下の質問・意見等があった。

◆ 基準等の明確化に向けた方向性・作業方針について

- ▶ 基準の見直しにあたって、法的権限の行使を前提とした基準なのか、動物福祉の 望ましい方向性を示す基準なのか、また、それを同時に検討するのか、別途検討 するのか。(委員)
- ➤ 法的強制力がある動物取扱業の基準の具体化を優先することを考えている。ただし、動物の状態に基づく考え方についてもこの検討会で並行して議論していく。 (事務局)
- ▶ 新しい基準を定めた場合、既存業者にもその基準が適用されるのか。(委員)
- ▶ (改正内容にもよるので公布から施行までどの程度期間を設けるかは未定だが) 少なくとも第一種動物取扱業者は、5年毎の更新時には新しい基準が適用される ことになると思う。(事務局)
- ▶ 第一種取扱業者に含まれるすべての業種を一律に取り扱うのか。または、犬猫の場合のみ、別途規定を設ける可能性があるのか。(委員)
- ▶ 第一種と第二種も一律の取り扱いか。(委員)
- ▶ 基本的には全ての業種を一律に扱う。ただし、現行の基準でも、必要に応じ販売業者、展示業者のみに適用する基準等、カテゴリ分けされている。また、特定成猫(いわゆる猫カフェで飼養されている猫)に特化した基準もあるので、今回も同様に考えている。第二種は届出規定なので、そこまで厳しくはないが、考え方は同じである。(事務局)
- ▶ 現実を踏まえつつ、理想的な内容と、最低限の内容の両方を打ち出すことができ

る。最低限のラインについては、獣医師や動物行動学者等、専門家集団の意見を 集約し、無理のない範囲で段階的に最低ラインを考えていくとよい。特にスペー スやスタッフの人数は、現場のニーズも大きいので検討に値する。(委員)

- ▶ 現行の基準の中で具体化する項目、数値基準を設けるべき項目を割出し、二本立てで検討する方がよい。(委員)
- ▶ 犬のケージの面積の基準を定める場合、体高や体重など何を基準にすればよいのか、現場ではどちらがより対応しやすいのか等もわかるとよい。(委員)
- ▶ まずはどの項目を数値基準や具体化するのか決定されてから検討すればよい(委員)
- ▶ 検討の範囲は理解したが、分類群の中の多様性をどう取り込むかが課題である。 例えば爬虫類は哺乳類とは生理・行動が違う。爬虫類など他の動物を基準の範囲 に含めるか、方向性を検討する必要があるし、そのためには獣医師や行動学、生 理学の専門家からの情報収集も必要であろう。(委員)
- ▶ まずは犬猫を対象に先行的に検討し、方法論を確立すれば、それをベースに他の動物の基準も検討できるであろう。(委員)
- ▶ フランスでは、専門家団体や動物保護団体等が基準(グッドプラクティス)を定めるにあたり、大臣が支援等を行わなければならないこととされているが、国が全て決めるのか、一歩引いて専門家集団に委ねるのかなど、基準を定めるための手続のあり方も、一つの視点ではないか。(委員)

◆ アニマルベースメジャーの考え型の反映

▶ 定性的な基準の評価方法を明確化していくことが、アニマルベースメジャーの考え方であるので具体的な評価方法を検討するとよい。(委員)

◆ 作業方針・分析作業の方針

- ▶ 資料3 の内容について、まず第1段階として、他国で数値基準を使っていたり自治体から要請されている項目について中心に見直し、実際に基準に入れるべきか検討する。次に、具体化する際は数値基準にするのか、または定性的のまま残すがより具体化するのか検討する。(委員)
- ▶ 第3回検討会は2月後半から3月中旬を予定。(事務局)

以上